

eSPORTS アリーナ KOBE 三宮 施設利用規約

この施設利用規約（以下「本規約」といいます。）には、上新電機株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する「eSPORTS アリーナ KOBE 三宮」（以下「本施設」といいます。）の利用条件及び本施設の利用申込者（以下「利用申込者」といいます。）と当社との間の権利義務関係が定められております。本施設の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（利用の申込み）

1. 本施設の利用希望者は、別途、「eSPORTS アリーナ KOBE 三宮 予約申込兼見積依頼書」に必要事項を記入の上、電子メール又はファクスにて予約の申し込みを行ってください。受付開始日はご利用日の6か月前からとなります。
2. 本施設の営業日及び営業時間（搬入搬出を含む利用可能時間）
11:00～18:00（休館日：年末年始、施設点検日）
3. 第1項の書面に必要事項が記入されていない場合、及び利用目的が本施設の仕様等に適さないと判断した場合は、お申込みをお受けできません。

第2条（利用契約の成立）

1. 本施設の利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、本施設の利用希望者が「eSPORTS アリーナ KOBE 三宮 施設利用に関する同意書」を当社に提出し、当社がこれを受領したときに成立するものとします。
2. 利用契約の成立後、利用申込者に対して申込番号を発行いたします。（別途、お知らせいたします。）
3. 本規約の内容と本規約外における本施設の利用案内の内容が矛盾抵触する場合には、別段の定めがない限り本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第3条（施設利用料金・手数料及び支払方法）

1. 施設利用料金及び支払方法
 - (1) 当社が、予約申込兼見積依頼書の詳細を確認した後、お見積りした金額とします。
 - (2) 施設利用料金は、施設ご利用開始日の14日前までに指定の銀行口座にお振り込みください。施設にて現金でお支払いいただくことも可能です（別途、ご相談ください）。
2. 手数料及び支払方法
施設利用料金とは別に、下記の手数料をご請求します。
 - (1) 第7条の入場券の販売を行う場合は、売上金額に20%を乗じた金額
第14条第2号の物販販売を行う場合は、売上金額に20%を乗じた金額
 - (2) 本施設利用当日に、本施設に売上金額を報告し請求書をお受け取りください。手数料は、本施設にて現金でお支払いいただくか、請求書発行日の翌月末日までに指定の銀行口座にお振り込みください。

第4条（利用申込者がキャンセルを申し入れた場合の措置）

1. 利用申込者が利用契約をキャンセルする場合は、書面（電磁的記録を含み、以下同様とします）により届け出るものとします。
2. 利用申込者からのキャンセル届出が当社に到達した時に、利用契約は当然に終了するものとします。この場合、当社は、キャンセル料として施設利用料金の全部又は一部を当然に取得することができ、その額は下表の区分に従うものとします。

キャンセル届出の到達日	キャンセル料
利用開始日の60～31日前まで	施設利用料金の50%
利用開始日の30～15日前まで	施設利用料金の80%
利用開始日の14～当日	施設利用料金の全額

なお、第3条第1項のお見積りにおいて施設利用料金が減免された場合は、「eSPORTS アリーナ KOBE 三宮」サイト (<https://www.joshin.co.jp/esports/arenakobe.html>) に掲載の料金表を基準として算出したキャンセル料をもらい受けます。この場合、表中の「施設利用料金」は、上記サイト掲載の料金表の金額に読み替えます。

3. 当社は、前項のキャンセル料のほか、利用申込者に対し当社が当該キャンセルにより被った損害の賠償を請求できるものとします。また、施設利用のキャンセルを届け出た時点において、技術オペレーター等、オプションご利用で発生している実費については、別途請求いたします。
4. 第2項により利用契約が終了したときは、利用申込者は、当社に対しキャンセル料の額もしくは既に受領済みの施設利用料金を控除した額を、利用契約終了の日から3営業日以内に支払うものとします。当社は、既に受領した施設利用料金がキャンセル料の額を上回るときは、その差額を利用契約終了の日から2週間以内に利用申込者に返還するものとします。

第5条（反社会的勢力等の排除）

1. 利用申込者は、現在又は将来にわたって、次の各号について表明・確約するものとします。
 - ①自己、自己の役職員、自己の代理人もしくは媒介する者又は自己の主要な出資者が、次のイからチの反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
 - イ. 暴力団
 - ロ. 暴力団員
 - ハ. 暴力団準構成員
 - ニ. 暴力団関係企業
 - ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - ヘ. 特殊知能能力集団
 - ト. 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
 - チ. その他前イからトに準ずる者
 - ②前号の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係がないこと。
 - イ. 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ロ. 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社

- 会的勢力等を利用している関係
- ニ. 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ホ. その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- ③自ら又は第三者を利用して、次のいずれの行為も行わないこと。
- イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の名誉・信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ホ. その他前イからニに準ずる行為
- ④反社会的勢力等の勢力を誇示するためや、これらの資金源とするためにイベントを行うなど反社会的勢力等を援助・助長し、又はその運営に資するような利用をしないこと。
2. 利用申込者は、前項各号の表明・確約のいずれかに反したと認められることが判明した場合、及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで利用契約を解除されても一切異議を申し立てず、また賠償又は補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切利用申込者の責任とすることを表明・確約するものとします。また、当社が受領済の施設利用料金を利用申込者に対し一切返金せず、施設利用料金全額を取得することに同意するものとします。

第6条（利用申込の拒否・取消）

前条のほか、本施設は、次の各号に該当する場合の利用の申込みをお断りいたします。ご利用の申込みがお済みの場合は、ご利用の申込みをお取り消しさせていただくと同時にご利用をお断りいたします。また、利用当日及び利用中にかかわらず利用をお断りいたします。その結果、利用申込者に如何なる損害が生じても、一切の責任を負いません。

- ①政治、宗教団体及びこれに類する者の利用、又は政治、宗教的利用内容と判断された場合
- ②利用申込後、審査の上で問題があると判断された場合
- ③各利用申込書及び確認書等に虚偽の記載があった場合
- ④利用申込者の利用目的・利用内容等が本施設の承諾した利用目的・利用内容等と異なることが認められたとき
- ⑤施設利用の権利を他に譲渡した場合
- ⑥法令、公の秩序又は善良なる風俗に反するおそれがあると判断された場合
- ⑦勧誘の目的で利用する場合（それに類する行為も同様と見なします。）
- ⑧建物・設備・備品等を汚損・毀損、又は紛失させる恐れがある場合
- ⑨来場者及び施設周辺に混乱・危険を及ぼす可能性がある場合
- ⑩参加者、来場者が定員を大幅に超えて本施設に入場した場合
- ⑪本規約及び本施設の指示に従わない場合
- ⑫現在又は過去に消費者保護の観点から訴訟を受けている団体、又はそれに類する利用内容
- ⑬葬儀又はこれに類する利用内容

- ⑭身分証明書、所属、連絡先等を提示できない個人での利用
- ⑮eスポーツ等IT・デジタルエンターテインメントの振興との関連が認められないとして当社の承認が得られない者及び利用内容
- ⑯本施設の管理、運営、性質等に照らし当社が不適切と判断する者又は利用内容

第7条（入場券の販売）

1. 利用申込者がイベントの観客に対して入場券を発行する場合、利用申込者が、当該入場券の販売を行うものとします。
2. 入場券の当日販売及び入場券の管理は利用申込者が責任をもって管理すると共に、来場者及び顧客等とのトラブルに関して当社は一切の責任を負いません。

第8条（施設利用料金不払いの場合の措置）

利用申込者が第3条に定める施設利用料金を支払わなかったときは、事由の如何にかかわらず、当社は、利用申込者に対し何らの催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。この場合、当社が解除の通知を発信した時に、利用契約は当然に終了するものとします。

第9条（諸官庁への届出）

利用申込者は、本施設を利用するにあたっては、法令に定められた事項の届出等を所轄の諸官庁の指示に従って行うものとします。この場合、利用申込者は、常に事前に当社の承諾を受けて届出等を行うものとし、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに当社に通知するものとします。

第10条（イベント等の運営及び警備等）

1. 利用申込者は、常に善良な管理者の注意をもって本施設を使用するものとし、全て利用申込者の責任と費用において、イベントの運営、必要な全ての事前準備及びイベント終了後の原状回復作業を行うものとします。
2. 利用申込者が本施設を利用するにあたって、必要な場内案内及び警備は、すべて利用申込者がその責任と費用において行うものとします。なお、当社がこれらの業務を当社が指定する者に行わせるよう指示する場合があります、施設利用者は、これに従うものとします。
3. 利用申込者は、本施設内及びその周辺における観客の誘導を、当社が指示する方法に従って行うものとし、観客に事故その他一切の迷惑を及ぼさないよう常に万全の配慮を講じなければなりません。

第11条（諸設備の設置の制限）

1. 利用申込者は、本施設内又はその周辺に諸設備を設置することを希望するときは、利用開始日の14日前までにその詳細を当社に申し入れ、当社の承諾を得るものとします。
2. 前項の諸設備の設置に必要な工事は、すべて利用申込者の責任と負担において行うものとします。

第12条（広告又は看板等の掲示、配布等）

1. 利用申込者は、本施設内又はその周辺において、広告もしくは看板等（以下「看板等」といいます。）の掲示を希望するときは、利用開始日の14日前までにその詳細を当社に申し入れ、当社の承諾を得なければならないものとします。
2. 前項により看板等を掲示する場合は、利用申込者は、掲示する場所、掲示の方法、広告料及びその支払方法その他これらの掲示に関する事項については、すべて当社が定めるところに従うものとします。
3. 利用申込者は、当社に対し本施設内又はその周辺に既に存在する看板等の取り外しもしくは削除を要求することはできません。
4. 利用申込者は、看板等に本施設のロゴマークの使用を希望する場合は、あらかじめ当社に申し入れ、当社の書面による承諾を受けなければならないものとします。

第13条（撮影及び放映・放送等）

1. 利用申込者は、本施設内及びその周辺において録画、録音又は撮影（以下「本撮影等」といいます。）をするときは、利用開始日の14日前までに、本撮影等の目的、使用する機材について、当社に申し入れ、当社の承諾を得るものとします。
2. 利用申込者は、本撮影等によって作成した映像もしくは画像（以下「映像等」といいます。）の放映、上映、放送、配信、出版、ビデオ化など（以下「放映等」といいます。）を希望するときは、事前にその詳細を当社に申し入れ、当社の承諾を得るものとします。映像等を二次使用する場合も同様とします。
3. 前2項の場合、当社に対し撮影料又は放映料等が発生する場合があります。これらの額及び支払方法は、当社が定めるところに従うものとします。
4. 利用申込者は、映像等の放映等を行う場合、当該放映等において、本施設の景観及び広告物の映像に変更、削除その他の改変を加えることはできず、かつ、本施設の協力がある旨を表示又は放送して告知するものとします。これらの告知の内容及び方法は、利用申込者と当社が協議して定めるものとします。
5. 利用申込者は、当社の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権利を譲渡し、又は放映等の許諾することができるものとします。この場合、当該第三者に本条の定めを遵守させなければならないものとします。

第14条（承諾を要する事項）

利用申込者は、本規約に別に定めるほか、次の事項を行う場合には、事前にその詳細について書面をもって当社に届け出て、当社の書面による承諾を受けなければならないものとします。

- ①チラシその他の宣伝物の配付
- ②本施設内及びその敷地内における物品販売その他営業行為

第15条（施設利用権の譲渡等禁止）

利用申込者は、利用契約上の地位を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

第16条（禁止事項）

利用申込者は、事由の如何にかかわらず、次の行為を行ってはならず、来場者及び観客その他第三者に行わせてはなりません。

- ①本施設内及びその周辺に薬物、引火性、爆発性のある物、騒音又は臭気を発する物、動物（身体障害者補助犬を除く。）、その他危険物を持ち込むこと。
- ②喫煙、調理その他一切の火気を本施設内で使用すること。
- ③本施設内で飲食をすること。ロビーで飲料を飲むことは問題ありません。
- ④ゴミを投棄するなど、本施設内を不衛生な状態にすること。
- ⑤騒音、振動、異臭を発するなど近隣の迷惑となる行為をすること。
- ⑥壁、床、器具その他本施設及び備品の一歳に対し、落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為をすること。
- ⑦暴力行為、無謀行為など自己及び他人に危険を生じさせる行為をすること。
- ⑧利用申込者がチケットを販売する場合、反社会的勢力等にチケットを販売すること。
- ⑨反社会的勢力等を本施設内に入場させること。
- ⑩過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発するなど心身の健康状態に支障を来す演出、又は賭博もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
- ⑪本施設及びその周辺において、当社の顧客その他の第三者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ⑫自動車、バイク、自転車等を路上駐車すること。
- ⑬風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律その他法令上の許可を要する行為をすること。
- ⑭法令に違反する行為をすること。
- ⑮当社の営業に支障をきたす行為をすること。
- ⑯その他当社が本施設の性質等に照らし不適切と認める行為をすること。

第17条（利用申込者の責務）

利用申込者は、以下の項目において、来場者及び観客等に対して快適な環境で利用できるよう施設利用に関する注意事項を周知させると共に事故発生の防止に努めなければなりません。

- ①第10条（イベント等の運営及び警備等）のほか来場者の整理や案内、受付、催し物の開催に必要な要員については、利用申込者側で手配してください。また、来場者誘導のための人員を、本施設が入る建物の1階エントランスに2名、7階に1名、必ず配置してください。
- ②関係者、観客等来場者の識別の為、専用IDホルダーの装着をお願いする場合があります。
- ③本施設にはロッカー等はありません。関係者、観客等来場者その他第三者の貴重品の管理等、所有する物の盗難、紛失等が発生しないよう注意喚起をお願いします。
- ④新型コロナウイルス等による感染症が流行している又は流行の懸念がある状況下においては、当社が要請する事項について適切な処置を講じなければなりません。

第18条（施設管理権）

1. 利用申込者が第16条（禁止事項）又は前条の定め違反もしくは当社の注意に従わない場

合、又は関係者、観客等来場者その他第三者が前条の定めに違反しもしくは当社の注意に従わない場合は、当社は、この者を本施設から退場させることができるものとします。

2. 利用申込者及び関係者、観客等来場者その他第三者は、本施設内においても自己の身体及び財産について自らの責任でこれを管理し、当社は、本施設内での盗難、紛失、傷害等の損失に対して一切責任を負わず、利用申込者は、これに異議を述べないものとします。
3. 利用申込者は、前2項の定めについて関係者、観客等来場者その他第三者に周知徹底しなければならないものとします。

第19条（立入権）

当社は、本施設の維持、保安及び管理等のために必要と認めるときは、利用期間中いつでも本施設内適宜の場所に立ち入り、必要な措置を講じることができるものとします。この場合、利用申込者は、当社が講ずる措置に必要な協力をしなければならないものとします。

第20条（損害保険）

利用申込者は、当社よりイベントの開催に関連する万一の事故等による損害を填補するため損害保険の付保を要求された場合はこれに従うとともに、利用開始日の14日前までに保険証書の写しを当社に提出するものとします。

第21条（不可抗力）

1. 天災地変等の不可抗力、その他当社の責に帰すことができない事由によって、利用申込者がイベントの目的に従って本施設を利用することができなくなったときは、利用が不可能となった時点において利用契約は当然に終了するものとします。
2. 前項の場合、当社は、既に受領済みの施設利用料金を利用申込者に返還します。第4条第2項なお書（お見積りにおいて施設利用料金が減免された場合）も同様です。
3. 第1項の場合、利用申込者は、当社に対し損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、観客等来場者その他第三者のとの間に紛争が生じたときは、利用申込者は、自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当社に対し、財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさないものとします。

第22条（損害賠償責任）

1. 利用申込者、関係者、観客等来場者その他第三者が本施設を利用するに際して諸施設・備品等を汚損、毀損又は紛失したときは、利用申込者は、当社に対し原状回復のための費用その他これによって当社が被った損害（営業上の逸失利益を含む。）を賠償しなければならないものとします。
2. 利用期間中に観客等来場者その他第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、本施設の不具合又は当社の従業員その他関係者の故意もしくは重大な過失に起因する場合を除き、利用申込者は、自己の責任と費用負担において当該第三者に対し直接損害を賠償し、当社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさないものとします。
3. 前項の場合、当社が第三者より責任を追及されて当該第三者に損害賠償を行ったときは、当社

は、直ちに利用申込者に対し損害賠償に要した費用（弁護士費用を含みます。）の一切を請求することができるものとします。

第23条（利用開始前の契約の解除）

1. 第8条第2項（施設利用料金不払い）の場合のほか、利用申込者が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、利用申込者に対し何らかの催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。この場合、当社が解除の通知を発信した時に利用契約は当然に終了するものとします。
 - ①利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - ②イベントの内容が明らかに公序良俗に反すると認められたとき。
 - ③社会的な信用又は倫理に反する行為があったとき。
 - ④イベントの内容により当社もしくは利用申込者と第三者との間に紛争を生じ、又はそのおそれがあるとき。
 - ⑤当社の信用を毀損する行為があったとき。
 - ⑥当社の営業方針に著しく反する行為があったとき。
 - ⑦利用申込者が反社会的勢力等であることが判明したとき。
 - ⑧利用目的が反社会的勢力等の勢力を誇示するため、又はこれらの資金源とするためにイベントを行うなど反社会的勢力等を援助・助長する目的であることが判明したとき。
 - ⑨破産、民事再生もしくは会社更正の申し立てを受け、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
 - ⑩その他利用契約に定める利用申込者の義務又は当社が指示した事項に違反したとき。
2. 前項によって利用契約が終了したときは、当社は、利用申込者に対し既に受領した施設利用料金を一切返還することを要さず、施設利用料金の全額を取得し、このほか当社が被った損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、万一、施設利用料金の一部の未払があるときは、利用申込者は、当社に対し未払額の全額を契約終了の日から3日以内に支払わなければならないものとします。

第24条（利用期間中の契約の解除）

1. 利用申込者が利用期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、利用申込者に対し何ら催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。この場合、当社が解除の通知を発信した時に利用契約は当然に終了するものとします。
 - ①利用開始時刻に利用を開始しなかったとき。
 - ②利用を中止したとき。
 - ③事由の如何にかかわらず、イベントの続行が不可能となったとき。
 - ④前条第1項各号のいずれかに該当したとき。
2. 前項によって利用契約が終了したときは、当社は、利用申込者に対し既に受領した施設利用料金を一切返還することを要さず、施設利用料金の全額を取得し、このほか当社が被った損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、万一、施設利用料金の一部未払があるときは、利用申込者は、当社に対し未払額の全額を契約終了の日から3日以内に支払わなければならないものとします。

第25条（イベント終了後の措置・原状回復）

1. 利用申込者は、イベント終了後全て利用申込者の費用負担で本施設に搬入した利用申込者の設備を搬出し、かつ、本施設内に設置された設備及び機材、備品等、利用場所を原状に回復し、利用時間満了の時までに本施設から退出するものとします。
2. 利用申込者が利用時間満了の時までに原状回復を完了しなかったときは、利用申込者は、当社に対し原状回復完了までの間、超過時間について当社の定める延長料金を支払うとともに、このほか当社が被った損害を賠償しなければならないものとします。

第26条（管轄裁判所）

利用契約に関連して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、当社と利用申込者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第28条（本規約の変更）

本規約の変更を行う場合は、当社所定の一定の予告期間を設け、変更内容及び変更時期について利用申込者に通知し、この予告期間が経過したときからその効力を生じるものとします。

2023年11月7日制定

2024年9月10日改定

2026年1月30日改定